令和８年度第１回和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会

議事録

開催日時 開催場所	令和８年１０月５日（月） 和歌山労働総合庁舎６階	１８時００分から １８時４０分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数３名 定数３名 定数３名	出席３名 出席３名 出席３名

事務局（玉置）

ただいまから、第１回和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は第１回目の会議となりますので、部会長が選出されるまで事務局の方で議事の進行をさせていただきたいと思います。

本日は、専門部会の全委員が御出席されておりますので、本部会が成立していることを報告いたします。審議に当たりまして、関係労使からの意見聴取に係る公示及び傍聴希望に係る公示を行いましたが、意見の文書の提出、あるいは、傍聴希望者ともに申出がなかったことを御報告いたします。

続きまして、委員の紹介をさせていただきたいと思います。お手元に資料を御用意しておりますが、資料１ページ目を御覧ください。

名簿の順に、お名前を御紹介させていただきます。

（事務局が各委員を紹介、各委員自己紹介）

事務局（玉置）

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

（事務局が事務局職員を紹介）

事務局（玉置）

続きまして、本日は鉄鋼業最低賃金の最初の専門部会となりますので、事務局を代表いたしまして、労働基準部長の岡本から御挨拶申し上げます。

（労働基準部長挨拶）

事務局（玉置）

それでは、議題に入る前にお配りしております資料についての説明をいたします。

事務局（岡本）

はい、それでは配付資料を御覧いただければと思います。

その前に本審委員以外の委員の皆さんに最低賃金決定要覧をお配りしておりますので御参考にしていただければと思います。

和歌山県最低賃金については、要覧の１０１ページにございますので、そこを開いておいていただければと思っております。なお、本審委員の皆さんには、既にお配りしておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

では、配付資料を順に御説明させていただきます。

１ページ目は、先ほど御説明しました委員名簿となっております。

２ページ目の資料№２は、和歌山地方最低賃金審議会専門部会の運営規程であり、どのようにこの専門部会を運営するかということが書かれたものでございます。

第１条は、規程の目的でございます。第２条が、会議の招集ということで、基本的には部会長が招集するということになっております。２ページの下の方の第５条会議の公開でございますが、こちらにつきましては原則公開となっております。冒頭に申し上げましたとおり、傍聴公示をしたところ、今回は傍聴希望がなかったというところでございますが、審議内容につきましては、３ページ目の第６条に議事録を公開するということになっており、基本的には公開します。どうしても機微にかかることや円滑な審議が難しいといったところについては、部会長の御判断で一部を非公開とすることになっておりますが、三者構成の場につきましては、基本的には公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて４ページ目の資料№３でございます。こちらは最低賃金審議会令ということで、専門部会規程の上位に当たる規程ということになっておりますので、これはまた後ほど御覧いただければと思っております。

次に６ページ目でございます。こちら資料№４は、発効予定日一覧表ということになっております。後ほど御説明しますが、基本的に和歌山県の鉄鋼業特定最賃につきましては、１２月３０日の発効になっております。ということで、資料６ページの一番右側の発効というところを見ていただきますと、１２月３０日がお休みなので赤字になっておりますが、この１２月３０日水曜日に発効するとするならば、左の方を見ていただきますと、１０月２９日木曜日に答申をいただく必要があります。

最後に御説明しますが、一応１２月３０日発効が可能な形で日程調整をさせていただき、既に４回分の専門部会を組ませていただいておりますが、答申は１０月２９日までに必要ですということを御認識いただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に８ページ目でございます。こちらは、和歌山県最低賃金額の推移ということで、地域別最賃、鉄鋼業最賃、そして百貨店，総合スーパー最賃の３つに分かれております。

真ん中のところが鉄鋼業で、過去の鉄鋼業の金額の改定の推移ということでございます。ちなみに昨年、令和７年度が１，１７０円で、先ほど申し上げましたように、発効日は令和７年１２月３０日になっていることが分かりますので、後ほど御参考いただければと思います。

９ページ目でございます。これは全国の鉄鋼業が設定されている最低賃金の状況ということで、先ほどの要覧の１３８ページをコピーしたものでございます。鉄鋼業を見ていただきますと、全国で２０の都道府県にて設定をされています。その内、現在、東京、神奈川、三重が地域別最賃に埋没しているというような状況でござい

まして、２０の内、逆に言いますと、１７の道府県で昨年度は改定されたといった状況になっているところでございます。

併せてお伝えしますが、実は大阪と兵庫につきましては、発効日が１２月１日ということで、金額審議が終わっております。御参考までに申し上げますと、大阪が、現在、１，１８５円だったものが、５５円引き上げの１，２４０円で結審をしているという状況になっております。兵庫も１２月１日発効で、審議が終わっておりまして、１，１８０円から１，２３１円ということで、５１円引き上げて時間額１，２３１円で結審しているというところでございます。その他の県につきましても、これから金額審議等が行われるということで、審議途中で分かれば御紹介したいと思います。

最後に全体の資料で言いますと、１０ページ目、それともう一つ別冊で、和歌山県鉄鋼業最低賃金に関する実態調査の結果報告というものを専門部会委員限りということでお配りさせていただいております。

これらは、ほぼ同じものですが、どこが違うかと言いますと、要覧の１０１ページの右のほうに鉄鋼業の適用使用者数と適用労働者数が出ていると思いますが、鉄鋼業の適用を受ける事業者が和歌山県内に２４あり、４，８２２人の労働者が適用を受けるということで、令和３年の経済センサスという全国調査での数値を用いたものになります。

お配りした資料ですが、経済センサスで登録されている鉄鋼業の中の１００人未満の事業場に対する令和８年６月１日時点の賃金について、最低賃金に関する基礎調査という実態調査結果をまとめたものが、資料№７の１０ページからになります。実はこの中に、鉄鋼業の特定最賃が適用されていない事業場が何社か入っています。なぜ入っているのかといいますと、令和３年の経済センサス調査時にその事業場さんが、本来の鉄鋼業ではないところ、誤って鉄鋼業というように登録しているということが分かっており、それらの事業場が含まれています。

そのため、それら鉄鋼業ではない事業場を除いたものが、こちらの別冊でお配りしたものになります。こちらの方は、すべて鉄鋼業特定最賃が適用される事業場の１００人未満の事業場を調査したものとなっておりまして、基本的にはこの別冊の方の資料にて御検討いただければと思っております。

別冊の方を御覧いただきますと、前書きには、１００人未満の１から９人、１０から２９人、３０から９９人という事業場を対象に調査したものであることが示されています。ですから日本製鉄さんのように２千人を超えるような事業場は含まれていません。鉄鋼業の中の中小零細企業を対象とした調査だと思って見ていただければと思います。

実際は、いくつかの事業場を調査していますが、その調査した件数を先ほど申し上げた４，８２２人の労働者数を元に割り戻しています。

別冊資料の２ページ目の一番上のところに合計３１８とありますが、これが和歌山県内の１００人未満の事業場の労働者の合計ということになります。実際の調査件数は、これよりもっと少ない数を調査していますが、令和３年の労働者数をもとに割り戻せば３１８人います、ということになっています。

この３１８人の方々が、時間額１，１４９円から３，０００円の間にどのように

分布しているかを表しています。
　目次のところを見ていただきますと、総括表や賃金分布表について説明しておりますので、後ほどお読みいただければと思います。
　次に５ページ目を御覧いただきますと、色付きのグラフがありますが、これが令和７年と令和８年の分布表となっております。
　上側の表が鉄鋼業の一般労働者とパート労働者が合わさったものになっております。棒グラフの内、オレンジ色が令和８年、緑色が令和７年となっておりまして、下側の表は鉄鋼業のパート労働者のみを抜き出したものになっています。
　下側のパートさん全体で言いますと、令和８年のパートの方全員が、１，２００円から１，２４９円の間の層と１，３００円から１，３４９円の間の層のどちらかに入っていることが分かります。
　ちなみに上側の表のパートと一般労働者の合わさったグラフの１，１４９円のところに分布が確認できます。これは現在の最低賃金１，１７０円を下回っているということになります。下側の表のパートのみ方には１，１４９円のところに分布がありませんので、これは正社員だということになってきます。
　単純に違反をしているのか、考えられるのは正社員なので月給制の可能性があり、６月は休みが土日だけになりますので、所定労働日が２２日になります。年平均では月１７３．５時間になるところ、６月は８時間で２２日出勤すると１７６時間になりますので、月給制の方は計算上、そこで違反している可能性が考えられます。
　ただ、仮に１，１４９円とすると２０円ほど低いので、それでは説明がつかないので、違反している可能性がゼロではないのかなと思いますが、いずれにしましても６月は休日がないということで、そういう特殊事情があって月給制の方は違反率が高く出る年があると思います。今年の６月は土日の休みが８日しかなかったので、そういう状況が考えられるというところでございます。
　最後に、１０、１１ページ目を御覧ください。これが金額審議の際の大きな意味を持つ資料になると思いますが、実際に、１００人未満の事業場の労働者が何円に何人ぐらい分布しているかを１円刻みで表したものになります。
　現在、１，１７０円ですが、それを下回る労働者が６人存在していることが分かります。未満率といいますが、６人の方は違反状況にあるといえます。
　ちなみに、例えば現在の１，１７０円を３０円上げて１，２００円にした場合は、下回る方が１０人いるということになり、影響率としては３．１４％ということで、３％少々の方が影響を受けるというようなことがこのグラフから分かるということで、今後の金額審議の御参考にしていただければと思っております。
　また、御不明な点を御質問いただければと思いますが、資料説明は以上となります。

事務局（玉置）
　続きまして、議題１、部会長と部会長代理の選出ですが、最低賃金法第２５条第４項の規定では、公益を代表する委員の中から委員の選挙により選出することとなっております。当専門部会では、従来から公益代表委員の中での互選により選出して、御承認いただいております。今回もこの方法により選出したいと思いますが、

よろしいでしょうか。

（意見等なし）

事務局（玉置）

ありがとうございます。それでは、公益代表委員で御協議いただきまして、選出をお願いしたいと思います。

和中委員

はい。先日、公益代表委員の会議におきまして協議しました結果、部会長は私、和中が、部会長代理は本庄委員が担当することとなりました。

よろしくお願いします。

事務局（玉置）

はい。それでは、公益代表委員で御協議いただきまして、部会長に和中委員、部会長代理に本庄委員を選出していただきました。御意見ございませんか。

（意見等なし）

事務局（玉置）

ありがとうございます。御意見がないようですので、部会長を和中委員、部会長代理を本庄委員にお願いし、これ以降の議事の進行を和中部会長に引き継ぎたいと思います。和中部会長、よろしくお願いいたします。

和中部会長

はい、部会長に選出いただきました和中でございます。よろしくお願いいたします。

鉄鋼業最低賃金の審議に当たりましては、先ほど基準部長から御説明がありましたとおり、労使のイニシアティブによる審議が求められておりますので、円滑な審議に御理解、御協力よろしくお願いしたいと思います。

はじめに議事録確認委員の選出をさせていただきたいと思います。公益代表委員側は私、部会長の和中が担当させていただきますが、労働者側委員と使用者側委員の議事録確認委員を選出したいと思います。

労働者側、使用者側それぞれ１名選出していただけないでしょうか。

まずは労働者側いかがでしょうか。

久富委員

はい。

和中部会長

久富委員ということで、わかりました。では、使用者側はいかがでしょうか。

田中委員

はい、私が。

和中部会長

はい、わかりました。それでは、議事録確認委員は部会長の他に、労働者側委員は久富委員、そして使用者側委員は田中委員と決まりましたので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、議事要旨を作成する場合も御確認をいただくことがありますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、議題２「和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の審議」に入ります。はじめに、労使双方から業界の状況を含めた基本的な考え方について伺いたいと思います。まずは労働者側からお願いできますでしょうか。

久富委員

それでは、私の方から労働者側を代表いたしまして、現在の環境、基本的な考え方について意見を述べさせていただきます。まず、私たち労働者を取り巻く生活環境についてであります。皆さんも日々実感されているとおり、急激な物価高騰が長期間にわたって続いております。

食料品や日用品、さらには電気、ガスなどのエネルギー価格の上昇は、労働者とその家族の家計に極めて重くのしかかっております。

春季生活闘争などにおいて、一定の賃上げの動きが見られたとはいえ、労働者が今の生活水準を維持し、将来に希望を持つためには、さらなる賃金の底上げが不可欠な状況にあります。

次に、私たちを取り巻く鉄鋼産業の環境について申し上げます。鉄鋼産業が我が国、そしてこの和歌山の地域経済と雇用を根底から支える重要な基幹産業であることは言うまでもございません。一方で、原材料価格や物流費の高止まり、さらにはカーボンニュートラルへの対応に向けた技術革新など、業界全体がかつてない転換期を迎えており、経営環境、決して平坦ではないことは、私たち労働者側も十分認識してございます。

しかしながら、こうした激動の時代を乗り越え、和歌山の鉄鋼産業が持続的に発展していくための最大の原動力は、現場を支える人、すなわち労働者であります。鉄鋼業の現場では高度な熟練技能が求められるとともに、常に安全第一を掲げ、厳しい環境の中で日々操業を続けております。

現在、少子高齢化に伴う労働力不足が、全国的な課題となる中、他産業との人材獲得競争は激しさを増しています。

将来にわたって和歌山の鉄鋼業を支える若年の労働者を確保し、また、定着させるためには、この産業で働けば安心して生活できるという確かな展望と魅力ある労働条件を示すことが何よりも重要であると考えております。

特定最低賃金は、地域ごとの生活保障の基盤である地域別最低賃金と異なり、その産業における労働の価値、専門性、そして、独自の事情を踏まえて設定される、産業別のミニマムとしての重要な役割を担っています。

まず、このことを使用者側委員の皆さんと現在の物価高騰による労働者の生活の逼迫状況や、鉄鋼産業における人材確保に対する強い危機感について、認識を共有させていただきたいというふうに考えております。はい、以上です。

和中部会長

はい、ありがとうございました。

それでは使用者側、お願いしてもよろしいでしょうか。

田中委員

はい。鉄鋼業の取り巻く環境について、少しお話させていただければと思います。昨年もその前も同じようなトーンで申し上げていますけれども、依然として鉄鋼業を取り巻く環境、特に日本の鉄鋼メーカーを取り巻く環境は、非常に厳しい状況が継続しております。

海外と国内に分けて申し上げますと、海外につきましては、中国が今、世界の鉄鋼業の市況に与えるインパクトが非常に大きいのですが、御存知のとおり中国は、景気そのものが低迷している中で、鋼材の生産、輸出は、対前年で少し下回っていますが、依然として中国国内の内需を上回るレベルで生産して、輸出しているという状況です。

そういう状況ですので、海外の市況ではなかなか上がってこない、依然、低位で安定しているというような状況がずっと続いております。構造的にはそういう状況ですが、その中で、加えてこちらも皆さん御認識のとおり、中東の紛争要因による海外の鋼材需要の減少というものが顕在化してきております。

当社をはじめとして、日本の鉄鋼メーカーは、中東以外の地域等で販売のリカバーを図っていますが、中東の影響が、直接輸出も間接輸出も両方に影響が出ているという状況です。以上が海外のマーケットの状況です。

一方、日本国内ですが、あまり大きなトレンドは昨年から変わっておらず、国内の鋼材需要が、依然としてかなり低い水準で推移しております。

国内の実需が乏しい中で、先ほど申し上げたように海外のところが、だぶついていますので、輸入材の下落傾向も続いておりまして、国内マーケットもなかなか上がっていないという状況になっています。そういう中で、海外もそうですが、いろんな通商課題というのが出始めております。

以上が、全体的な環境になっております。

そういう状況の中で、日本製鉄をはじめとした鉄鋼メーカーでは、当然コストのいろんな改善、本当に細かいコスト改善の積み上げですとか、トラブルを起こさないように安定生産を努力するというようなところは、もちろん目一杯進めているのですが、そういうところも上回るような環境の厳しさが続いております。

これもずっと申し上げているのですけれども、厳しい状況に加えて、さっき労働者側からもありましたけれども、カーボンニュートラルの対応も、しっかり進めていかなければいけないということで、ここにかなりお金がかかってきますので、このあたりもよく備えていく必要があるというところです。

一方で、最低賃金を引き上げるという政府目標もございますし、インフレに伴う

賃金上昇を、それから人材獲得のために、しっかり魅力的な処遇を確保するということを考えると、もちろん鉄鋼業として賃上げを行うべきであるというふうに思っております。

ただし、ちょっと若年層も労働への価値観といいますか、少し変化してきているというふうに感じております。私のところで現場の社員の採用もやっておりまして、ちょうど９月中旬に、来年の春に入社する高校生の採用試験を実施しました。

その際、非常に強く感じたのですが、最近の若い方というのは、働くことの価値観というか、一番の最優先事項というのが、必ずしも給料だけとも限らないということで、休日の日数ですとか、魅力的な労働環境というものの方が、優先順位が高いというような方ですとか、そういう意見も結構目立っているのかなというふうに感じております。

以上を踏まえまして、当然、地賃の上げ幅というのは尊重しながらも、労使問わずですが、鉄鋼産業全体で状況をよく見ながら、バランスをどう取るかというところで、しっかり議論させていただければと思っております。以上です。

和中部会長

はい、ありがとうございます。それでは、公益代表委員側から何かございますか。特にございませんか。

（意見等なし）

和中部会長

はい。私としましては、労働者側、使用者側ともに、それぞれの立場から御説明された内容はごもっともかなというふうに思っております。

労働者側のいわゆる生活環境ですね。物価高でなかなか生活水準を維持できない。将来の希望を持てない、希望を持つためには、やはり賃金アップが必要であるということと同時に、鉄鋼業の業界の概況としましては、やはりまず鉄鋼業は和歌山県の基幹産業であると。ただ、やはり材料費のアップ等ですね、非常に厳しい環境であることは理解しています。ただ、その中でも鉄鋼業が持続的な発展を維持していくためには、やはりベースは人であると。特に若年層の労働の確保又は維持をするためには、やはり賃金アップが必要ではないかという御主張だったと思います。

また、使用者側の御説明では、鉄鋼業におきましては、海外、国内ともにやはり厳しい状況にあると。海外におきましては、やはり中国のいわゆる安売りと言われる需要以上の大量供給を行うことで、それが輸出に回ってきて、市場の価格を撹乱しているということや、中東の影響がやはり世界の需要を減少させていると同時に、国内におきましては、従来から大きなトレンドはないけれど、国内の需要が低い状態が続いていると。こういう中で会社の収益を上げるためにコスト改善を徹底されていると同時に、カーボンニュートラルに対応するためにかなりのコストを負担されていると。ただ、そういう状況の中でも、一方で若年の労働者の意見としましては、給料が最優先では必ずしもないという意見が聞こえてきているということなどを御説明いただいたと思います。

私としましては、それぞれの立場でごもっともかなというふうに思っております。今、双方の御意見ございましたが、何かそれぞれの御意見に対して意見交換等する内容はございませんでしょうか。特にございませんか。

（意見等なし）

和中部会長

はい、ありがとうございます。それでは労使双方から業界の現状、基本的な考え方につきまして、今述べていただきました。具体的な金額審議につきましては、本日の労使双方の意見を踏まえて検討いただき、次回の専門部会で審議するという流れになるのですが、ちなみに本日、金額の御提示は可能でしょうかという御質問をさせていただきましたら、いかがでしょうか。

労働者側はいかがでしょうか。

久富委員

先ほどいただいた資料ですが、これはあくまでも大企業の賃金ではないので、やはり中小零細企業の方々を中心に考えて、交渉したいなと思っています。

本日いただいた１００人未満の鉄鋼最賃が適用されるこの資料をもとに、労働者側代表委員３名の方で議論しながら、賃金改定額を決めていきたいなというふうに思います。

和中部会長

ということは、次回に御提示されるということですね。はい、分かりました。

使用者側はいかがでしょう。

田中委員

次回ということで。

和中部会長

そうですか。わかりました。それでは、次回の専門部会におきまして、双方から金額を御提示いただき、審議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは議題３「その他」ですが、各委員から何かございますでしょうか。

（意見等なし）

和中部会長

特にございませんか。それでは事務局から何かございますでしょうか。

事務局（玉置）

それでは、今後の審議日程について、事務局から説明させていただきます。既に

日程調整をさせていただいたところでありますが、次回は１０月８日、木曜日、１８時から、この会議室で開催させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、第３回目ですが、１０月１４日、月曜日、第４回目が、１０月２０日、火曜日、で時間はいずれも１８時、開催ということで予定しております。

円滑に審議が進めば、３回目で終了することもあろうかと思いますが、異議申出の手続きもありますので、そういったことを踏まえまして、１２月３０日発効を考えますと、 ４回目の１０月２０日には、結審いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

田中委員

すみません、念のため確認ですが、第３回は１４日の水曜日でよろしいですかね。

事務局（玉置）

失礼しました。１４日、水曜日でした。

事務局からは以上でございます。

和中部会長

はい、ありがとうございます。その他に何かございますでしょうか。

（意見等なし）

和中部会長

他にないようであれば、本日予定していました議事は以上ですので、本日の会議はこれで終了したいと思います。

委員の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。